



内定辞退と採用ミスマッチを防ぐために

1.内定辞退の防止策

選考プロセスでは「働くイメージを具体化」する

選考中に話を聞きたい対象は

『入社3年未満の社員』が57.0%で、前年同様トップ

- 選考中に入社年次の浅い社員に話を聞きたい割合が高い。
入社後すぐの働くイメージを具体化したいという意識が読み取れる。

内定後は「仲間意識を醸成」する

働くイメージの具現化に加えて、こまめな接触で『仲間意識を醸成』させる

- 懇親会（食事会）など内定者同士の交流の場を設ける
→ 夏場の洗車アルバイトをさせる
→ 展示会や試乗会などのイベント開催時にサポートスタッフをさせる

親御さんを「味方につける」

『親御さんの反応』で、入社承諾書の提出先を決める学生が増加

- ご実家にも広報誌や会社案内を郵送して、後方支援を取り付ける

2.採用ミスマッチと早期退職の防止策

早期離職を生むミスマッチやリスクを極小化することにフォーカスした検査を採用する

指標	検査項目	他社検査	インサイト
能力	知的能力（言語・非言語）	○	○
	EQ能力	×	○
行動力	コンピテンシー	○（知的・性格）	○（EQ+行動）
潜在的な ストレス耐性	ストレスを強める特性	△	○
	ストレス緩和力・対処力	△	○
現在のストレス状態	現在のストレス状態	×	○

■知的・性格 → EQ・ストレス耐性を測定して人物像を探る

- ① 一瞬だけ高い能力が発揮できる高い人材よりも、
持続して高い能力を出せる人材のほうが貢献度は高い。
⇒**ストレス耐性及び対処能力が高い人材**
- ② 頭が良い人が必ずビジネスで成功している（仕事ができる）わけではなく、かといって性格の良い人が成功している（仕事ができる）わけではない。
⇒**知的能力を保持しつつ、性格ではなく「対人関係能力」が高い人材**

SATO'S NEWS LETTER

2015年7月号
(No.70)

CONTENTS

- 内定辞退と採用ミスマッチを防ぐために P.1
- 助成金情報 P.2
- 労務トラブル Q&A P.3
- 人事労務ニュース P.3
- セミナー情報 P.4
- スタッフ紹介 P.4

7月の社会保険労務と税務

10日

- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限
- 源泉徴収税額
・ 住民税特別徴収税額の納付
- 労働保険の
今年度の概算保険料の申告と
昨年度分の確定保険料の
申告書の提出期限 <年度更新>

15日

- 障害者・高齢者
雇用状況報告書の提出

31日

- 所得税予定納税額の
納付 <第1期分>
- 健保・厚年保険料の納付



助成金情報

『職場定着支援助成金』

平成27年度より中小企業以外も助成金の対象となりました！

雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度）を導入し、従業員の定着化に取り組む事業主に助成されます。

対象となる事業主

- ・雇用保険の適用事業の事業主
- ・健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む事業主（重点分野関連事業主）

助成される金額

- ・制度導入をした場合：1制度につき10万円
 - ・制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合：60万円
- ※低下させる離職率ポイント（目標値）は雇用保険被保険者数に応じて変わります。
(3%ポイント～15%ポイント)

受給例1（健康づくり制度の導入）

法定で定められた定期健康診断とは別に、次の項目のいずれか1つを受診できる健康診断制度を導入したが、離職率低下の目標達成はできなかった。

（胃がん検診・子宮頸がん検診・肺がん検診・乳がん検診・大腸がん検診・歯周疾患検診・骨粗鬆症検診）

★制度導入のみ 10万円

受給例2（メンター制度の導入）

会社や配属部署における直属上司とは別に、指導・相談役となる先輩（メンター）が後輩（メンティ）をサポートする制度を導入し、離職率低下の目標達成が出来た。

★制度導入＋定着率達成 10万円 + 60万円 = 70万円

※支援機関による外部メンターを活用する場合でも差し支えありません。

外部メンターを活用する場合は、メンタリングに関する知識、スキル（コーチング、カウンセリング等）を有しており、メンターとして適当な者であることが必要です。



労務トラブル Q&A

「マイナンバー制度・実務対応シリーズ③～情報漏えいについての罰則編～」

Q. マイナンバーやマイナンバーが記載された書類は、廃棄や削除が必要ですか？

A.

マイナンバーを含む特定個人情報情報は、マイナンバー法^{*}で定められた税や社会保険等の事務処理を行う目的以外では収集や保管をすることができません。したがって、それらの事務処理をする必要がなくなった場合、例えば従業員が退職し、法令で定められている保存期間を過ぎた場合には、その退職者のマイナンバーやマイナンバーを含んだ書類を「できるだけ速やかに」「復元できない手段」で廃棄又は削除を行うことが求められます。

ただし、「できるだけ速やかに」というのは、1～2 週間以内に削除しなければいけないということではありません。保存期限後の年度末など、事業者の判断で一定期日を決めて行うと良いでしょう。

なお、削除や廃棄をした際は、その旨を記録して保存する必要があります。廃棄作業を外部の業者に委託する際は、「溶解処理証明書」等を受領して確認します。

※マイナンバー法：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

＜人事労務関連書類の法定保存期間＞

書類	保存期限	起算日
労災保険に関する書類	3 年	完結の日
雇用保険の被保険者に関する書類（離職票、雇用保険被保険者資格取得確認通知書など）	4 年	完結の日（退職等の日）
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、源泉徴収票	7 年	法定申告期限（属する年の翌年 1 月 10 日の翌日）
健康保険・厚生年金保険に関する書類（資格取得確認通知書、資格喪失確認通知書、標準報酬決定通知書、標準報酬改定通知書など）	2 年	完結の日（退職等の日）

人事労務ニュース

●派遣法改正案 衆院可決

派遣労働者の受け入れ期間の上限をなくす労働者派遣法改正案が6月 19 日に衆院通過。参院での議論も本格化する。

●年金・マイナンバー連携開始時期が遅れる可能性も

参議院内閣委員会は、日本年金機構の個人情報流出問題を受け、状況の推移を見極める必要があるとして、マイナンバーの利用範囲を広げる「マイナンバー法改正案」の採決を当面先送りすることを決めた。採決時期は今後、厚生労働省の調査状況を見ながら改めて協議されるが、当初想定していた6月中の改正法案成立は困難な情勢。

SATO'S INFORMATION

おすすめセミナー情報

平成 27 年度 実務者向け マイナンバー実務対応セミナー

「人」の専門家、社会保険労務士がお届けする大人気セミナー！！

■日時 : 2015 年 7 月 27 日 (月) 13:30 ~ 17:00

■場所 : MDX 広島ビル 8 階 (広島市中区大手町 1-6-2)

13:30 ~15:30	マイナンバー 実務対応セミナー	10 月まで行うべき 7 つのポイント
		行程別の実務対応と安全管理措置の具体的な取り組み
		社内規程類の整備のポイント
15:30 ~17:00	質疑応答	実務、規程作成、管理面をサポートするシステムに関する個別相談会です。マイナンバー情報がまとめて手に入るセミナーです！

あなたにも、マイナンバー。
はじまります。



若手社員フォロー研修 (入社5年目までの方が対象)

～自分自身を棚卸しして、信頼される仕事の極意を学ぼう！～

■日時 : 2015 年 10 月 7 日 (水) 10:00 ~ 16:00

■場所 : MDX 広島ビル 8 階 (広島市中区大手町 1-6-2)

午前	自分自身の振り返り	外部講師
	求められる仕事への向き合い方	
	報告・連絡・相談のコツ	
午後	タイムマネジメントのポイント	サトー講師
	チームコミュニケーション	
	期待される役割と課題	



森田ひとみ先生

2級キャリアコンサルタント技能士
NPO日本キャリア開発協会会員
日本秘書クラブ中四国役員
メンタル心理アドバイザー



サトースタッフ紹介

成広明子 (なりひろあきこ)

- ★趣味 : 世界遺産巡り、ガチャガチャグッズ集め
- ★好きなもの : 電車 (とくに新幹線)、LEGO
- ★血液型 : B 型



今年3月に入社して、コンサルティング部に所属しています。じっとしてられない性分で、時間とお金に余裕があれば飛び回っています。皆さまのお役に立つ情報を発信できるよう精進してまいりますので今後ともよろしくお願いいたします。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 5 階

月～金 9:00～18:00

電話 : 082 (546) 2080 FAX : 082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9:00～18:00

電話 : 03 (5829) 8982 FAX : 03 (5829) 8983